

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 5 月から 59 年 3 月まで期間の納付記録の照会申出書を提出したところ、53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間については納付記録があったので記録が訂正され、それ以外の期間は納付記録がないとの回答をもらった。

当該期間の国民年金保険料は、銀行の窓口で納付していたので、未納とされていることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、結婚後の任意加入期間についても申立期間以外のすべての国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、本件申立てに先立つ納付記録の照会によって、社会保険庁の納付記録と市役所の納付記録の齟齬が判明し、当初未納となっていた記録が納付済みで訂正されるなど、行政側の納付記録の管理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は、社会保険事務所からの過年度分の納付書を受け取った後、納付する傾向となっており、申立期間についても、昭和 59 年 8 月に社会保険事務所から納付書が発送されていることが、社会保険庁に保管されている被保険者台帳で確認でき、申立人が、申立期間についても同様に納付していたとの主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から同年10月まで

私は、夫が会社に勤務している時も国民年金に加入し保険料を納付してきた。夫が他界して生活が大変な時には免除のしるしを、追納できる状態の時には追納も行った。昭和45年6月から45年10月までの期間は、国民年金保険料を納付した際に年金手帳に印を押してもらっているため、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険加入者であったが、申立人は国民年金に任意加入し、申立期間以後も第3号被保険者制度が施行される直前まで任意加入を継続しており、国民年金加入期間について、申立期間及び平成5年11月の1か月と免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の所持している国民年金手帳には、申立期間を含む昭和45年6月から50年3月までの期間について、氏名のうちの名が刻まれた印鑑が押されており、当時、役場に在籍していた同じ名前の職員が、保険料徴収の際に年金手帳の裏表紙に糊付けされた国民年金保険料徴収カードに自身の名の印鑑を押していたと証言していることから、申立期間については納付していたものとするのが自然である。

さらに、任意加入被保険者は、任意加入の申出をした日に資格を取得することとなり、申立人の国民年金手帳には、被保険者になった日は昭和45年6月15日と記載されているが、社会保険庁の記録には、申立人の資格取得は同年11月30日になっており、国民年金加入手続の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 沖縄厚生年金 事案 157

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から47年2月1日まで

私は、申立期間についてA事業所に勤めていたが、厚生年金保険への加入記録が無かった。勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無く、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、申立人は、昭和32年5月14日からA事業所に勤務していることは雇用カードにより確認できるが、同カードに退職日についての記載は無く、申立人がC市議会議員の就任時に提出した履歴書によると、申立人が38年11月にA事業所を退職したことが確認できる。

さらに、A事業所も、45年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、申立期間において、年金手帳記号番号が申立人へ払い出された事実は確認できない。また、A事業所を継承したB事業所においても厚生年金保険の被保険者であったことを確認することはできない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該申立期間を含む昭和36年4月から47年3月まで、申立人は国民年金保険料を免除されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月10日から49年11月1日まで  
私は、申立期間においてA事業所に社長として勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の法人登記簿謄本により、申立期間当時の同事業所が個人事業所であったことが、また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、同事業所が当時適用事業所であったことが確認できる。しかし、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和48年8月10日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、49年11月1日に再取得していることが確認できるほか、当該資格喪失日から再取得日までの間に、資格を取得した被保険者の中に申立人の名前は見当たらず、申立人が申立期間に被保険者資格を再取得している形跡は無い。

さらに、本来、個人事業主は厚生年金保険に加入することができないが、申立期間の大部分について、申立人は個人事業所であったA事業所の事業主であったことが、申立人の証言及び当時の同事業所に関する資料により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。